

# 指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設地検討委員会設置要綱

(平成24年指宿広域市町村圏組合告示第1号)

(目的及び設置)

第1条 指宿広域市町村圏組合の新ごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の建設が決定したことに基づき、指宿市内における新ごみ処理施設の建設候補地を選定するため、指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設地検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、その結果を管理者に報告する。

- (1) 指宿市内における新ごみ処理施設の建設候補地の選定
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 指宿広域市町村圏組合議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 関係市の行政代表者
- (5) 管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局が行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年3月13日から施行する。